

電源開発株式会社「（仮称）四浦半島風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する勧告について

令和7年4月24日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）四浦半島風力発電事業 環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第1項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大分県津久見市及び佐伯市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大34,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年 9月25日
環境大臣意見受理	平成30年12月11日
経済産業大臣意見発出	平成30年12月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年 8月 5日
住民意見の概要等受理	令和 元年10月10日
大分県知事意見受理	令和 元年12月27日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 1月31日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 6年 8月 2日
住民意見の概要等受理	令和 6年11月12日
大分県知事意見受理	令和 7年 3月14日
環境大臣意見受理	令和 7年 3月21日
経済産業大臣勧告発出	令和 7年 4月24日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、木全
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には、住居、学校及びその他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響の予測結果が、一部の調査地点において指針値を超過している。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果が、複数の住居において、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を超過している。

このため、騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、以下の措置を行うこと。

ア 評価書の作成までに、風力発電設備の低騒音の仕様又は配置等について、更に詳細な検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、予測及び評価を再度実施すること。

また、その結果に応じて、環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載するとともに、騒音の予測結果が指針値を超過する住居の住民等を含む地域住民が適切に把握できるよう、環境保全措置等の対応方針及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

イ 適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、稼働調整、騒音レベルの異なる運転方法、遮光カーテン及びブラインドの設置等の環境保全措置を検討した上で、適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの干渉行動を含む飛翔が複数確認されているほか、サシバ、ノスリ、ハチクマ等の渡りの飛翔が確認されている。

また、対象事業実施区域内に行動圏が重複していないと予測されているものの、対象事業実施区域の周辺では、クマタカのペアによる営巣が複数確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア バードストライクの発生の可能性を低減するために、クマタカの飛翔及びサシバ等の渡りの飛翔が多数確認された風力発電設備について、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及びクマタカ等の飛翔状況の変化に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等の重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、監視カメラの設置、ブレード塗装及び稼働調整等を含む、より効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置及び損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 爬虫類に対する影響

タワヤモリとニホンヤモリは交雑することが知られており、本事業の実施によりタワヤモリの生息域にニホンヤモリが侵入することで、タワヤモリの遺伝的侵食及び当該地域における絶滅が懸念される。

このため、本事業の実施による工事車両等の移動により、ニホンヤモリの生息域の拡大を助長することがないよう、適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 土地の改変に係る影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、風車ヤード及び道路を含む改変区域からの濁水の発生防止及び土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。

(5) 景観に対する影響

対象事業実施区域内の広い範囲に大分県立自然公園条例（昭和32年大分県条例第74号）に基づき指定された豊後水道県立自然公園が存在しており、また、対象事業実施区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された日豊海岸国定公園が存在している。当該県立自然公園及び国定公園内には、「四浦展望台」、「瀬会公園」及び「かみうら天海展望所」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施により、当該県立自然公園及び国定公園からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、既往の学術的知見等に基づく眺望保全のための措置を講じた複数パターンフォトモンタージュを作成すること等により、風力発電設備の配置等について検討し、その結果について当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえて客観的に確認した上で、本事業の実施による景観への影響を極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域の周辺には、豊後水道河津桜まつり会場が存在している。工事関係車両の主要な走行ルート沿いには、河津桜が多数存在していることから、桜の開花時期においては、工事用資材等の搬出入、建設残土の搬出等に伴う、人と自然との触れ合いの活動の場の利用及びアクセス等への影響が懸念される。

このため、幅広い工事情報を提供する、利用者の多い時期の作業を可能な限り控える工事工程とする等の措置を講ずることにより、影響を回避し、又は極力低減すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。